

「開示等の求め」に応じる手続きについて

(個人情報の開示等を請求される方へ)

公益財団法人東日本不動産流通機構

当機構に登録されている成約情報は、個人情報ですので、ご本人(またはその代理人)からその情報の開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止の申し出があれば、下記により速やかに対応いたします。

- (1) 別紙様式A「個人情報開示等請求書」に必要事項を記入して、下記問い合わせ窓口まで申し出てください。
- (2) 当機構が保有している成約情報は、原則として媒介契約を受けた会員宅建業者によって登録されたものです。そのため、開示等の申し出にあたっては、その会員業者が誰であるかということが必須事項となります。
- (3) 当機構が保有している成約情報の内容は、「物件概要」「価格」など不動産自体の属性を示す情報のみであり、売主、買主又は貸主、借主などが誰であるかの情報をまったく有していない特殊な個人情報です。従って、開示等の申し出にあたっては、ご本人であることの確認、成約情報の正確な特定、確認が必要になります。
- (4) <ご本人であることの確認>のためには、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カードなどがが必要です。
- (5) <成約情報の正確な特定、確認>のためには、売買契約書及び当機構が発行した登録証明書などがが必要です。

注①・・・上記(4)と(5)の、<本人確認>及び<成約情報の正確な特定、確認>は、媒介契約の締結により、当機構に情報を登録し、売買(賃貸借)契約に立ち会うなどの業務に携わった会員宅建業者による確認がなされれば、省略することができます。

当該宅建業者に、別紙様式B「個人情報特定・確認書」の作成を依頼してください。

当該宅建業者から「個人情報特定・確認書」の発行を受けましたら、その中には当該宅建業者の所属する当機構のサブセンターが記載されていますので、そのサブセンターに「個人情報開示等請求書」及び「個人情報特定・確認書」を提出願います。

注②・・・開示等の申し出自体を、当該宅建業者を通じて行うこともできます。

当該宅建業者に、その旨お申し出ください。

注③・・・ご請求の内容が「利用目的の通知」および「開示(存在しないときはその旨)」の場合には、実費相当の手数料(500円)を頂戴いたします。

注④・・・物件情報についての、開示等の申し出先は、媒介契約を締結した元付業者です。

(問い合わせ窓口)

公益財団法人東日本不動産流通機構 個人情報担当

住所 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-3-2 神田センタービル

電話番号 03-5296-9350 FAX 03-5296-3800

メールアドレス pri@reins.or.jp